

第2回 定例会

(6月21日～7月8日)

令和3年度の補正予算などについて審議しました

令和3年第2回定例会は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、5月21日の開会予定を延期し、その後の感染状況を踏まえ、6月21日に招集されました。

本定例会では、令和3年度補正予算や札幌市税条例等の一部を改正する条例案などの議案11件、諮問1件、意見書案10件が全会一致または賛成多数で可決されました。

可決された主な議案 ～補正予算案と条例案～

令和3年度の補正予算案

補正予算の主な内容

- 医療提供体制の強化と感染拡大の防止
 - ・PCR検査センター運営費追加
 - ・新型コロナウイルス感染症患者等対策費追加
- 事業の継続と雇用の維持、市民生活への支援
 - ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費
 - ・飲食店等感染防止対策協力支援費追加
 - ・中小企業金融対策資金貸付金追加

本定例会では、一般会計を162億9,800万円、企業会計を2億5,200万円、全会計で総額165億5,000万円を増額する補正予算が可決されました。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算で、検査体制のさらなる拡充を図るための第3PCR検査センターの設置や、陽性患者や疑似症患者の搬送などの経費が追加されたほか、北海道による市内全域飲食店などへの営業時間の短縮等要請を受け、これに協力した事業者への支援金支給のための経費などが計上されたものです。

条例案

札幌市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法などの一部改正に伴い、個人市民税について、所得税の住宅借入金等特別税額控除の特例措置が延長されたことに伴う改正を行うとともに、軽自動車税について、種別割におけるグリーン化特例(注1)を、適用対象の重点化および基準の切り替えを行った上で延長するなどの改正を行うものです。

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

新型コロナウイルス感染症の対応に係る業務が増大していることを踏まえ、本市における公務の能率的運営を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などに従事する任期付職員を新たに採用することができるようにするための改正を行うものです。

その他の議案および議決結果は、7ページに掲載しています。

(注1)グリーン化特例

排出ガス性能および燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、新車新規登録などから一定年数を経過した自動車に対して自動車税・軽自動車税を重課する特例